

築上町過疎地域持続的発展計画 令和6年度効果検証

築上町企画財政課

過疎地域持続的発展計画とは？

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年3月31日法律第19号。以下「過疎法」という。）第8条に基づき、過疎地域の市町村が地域の持続的発展を目指すために制定する計画

【参考】過疎法上の過疎地域とは？

過疎法で規定された、一定の期間内の人口に関する要件と自治体の財政力に関する要件を満たした自治体のこと。
築上町は町単位で過疎の要件を満たしているので、町全体が過疎法上の過疎地域である。

過疎地域の要件			
人口要件（長期①、長期②、中期のいずれか）、かつ、財政力要件を要件たす			
種類	指標	基本的な要件(過疎法第2条)	
		期間	基準値
人口要件(長期①) ・25年間の人口増加率10%以上除く	人口減少率 (長期)	S50→ H27 (40年間)	人口減少団体平均 (28%以上減少 ※)
人口要件(長期②) ・高齢者比率又は若年者比率を満たす場合、 人口減少率の基準値を緩和 ・25年間の人口増加率10%以上除く	高齢者比率	H27	同上(35%以上)
	若年者比率	H27	同上(11%以下)
	人口減少率 (長期)	S50→ H27 (40年間)	23 %以上減少
人口要件(中期)	人口減少率 (中期)	H2 → H27 (25年間)	人口減少団体平均 (21%以上減少)
財政力要件 ・公営競技収益40億円超除く	財政力指数	H29 ~ R元	全市町村平均 (0.51以下)

築上町

人口 (S50)	人口 (H27)	減少率	財政力指数	条件
25,545	18,587	-27.2%	0.34	該当
人口 (H27)	高齢者人口 (H27)	高齢者比率		条件
18,587	6,367	34.3%		非該当
人口 (H27)	若年者人口 (H27)	若年者比率		条件
18,587	2,508	13.5%		非該当
人口 (S50)	人口 (H27)	減少率		条件
25,545	18,587	-27.2%		該当
人口 (H2)	人口 (H27)	減少率		条件
24,383	18,587	-23.8%		該当
財政力指数				条件
0.34				該当

※ 財政力指数が全町村平均（0.40）以下の場合、「23%以上減少」に緩和（財政力が低い市町村に対する人口減少率要件の緩和）

令和3年度
から
令和7年度まで

※ 計画は令和3年9月に策定

築上町過疎地域持続的発展計画の目標と実績

数値目標

項目	内容
人口目標	令和7年度末までに人口18,000人を目指す
社会増減	令和12年には、人口の社会増減が均衡することを目指す

実績

項目	現状値			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人口目標	17,299人 (令和4年3月末)	16,972人 (令和5年3月末)	16,618人 (令和6年3月末)	16,219人 (令和7年3月末)
社会増減※	▲125人 (日本人のみ：▲128人)	▲592人 (日本人のみ：▲118人)	▲951人 (日本人のみ：▲115人)	▲891人 (日本人のみ：▲151人)

※社会増減は国内自治体間移動分を記載。(出典：政府統計 住民基本台帳人口移動報告)